

## 佐賀県告示第 178 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 6 年 8 月 17 日に失効する。

令和 6 年 8 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5' Br-BUTINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 N-エチル-2-〔2-〔（4-イソプロポキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕エタン-1-アミン（通称名：N-Desethyl isotonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 （2R, 3R）-2-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-3-メチルモルフォリン、（2S, 3S）-2-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-3-メチルモルフォリン（通称名：3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine）及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。